

元職員の不正行為事案に係る本学の対応について

本学元職員による不正行為事案について、令和4年11月29日付けで設置した不正行為事案対応検討委員会による検討結果（令和5年8月30日付け）を踏まえた、本学における今後の対応は以下のとおりとする。

【不正行為の概要】

本学元職員と取引業者A元社員の共謀により、平成11年3月から平成23年10月までの間に、本学と取引業者の契約に架空経費を計上し、その架空経費を原資として会計書類に記載されないPC等の物品を納品させ、東京の業者に売却して金18,763,300円を受領した。また、平成24年から平成27年までの間において、同様の手口で取引業者A元社員が売却して得た額から金4,000,000円から5,000,000円の現金を受領した。

<基本方針>

本学は、国立の高等教育機関（大学）という公的機関であり、本件のような他に類を見ない不正行為事案が発生したことの重大性に鑑み、本学は内外に対し毅然とした対応を示すことが求められ、かつ、国民全般に説明責任を負う必要があることから、本学元職員に対する民事・刑事双方での訴訟提起、退職手当の返還請求及び関係者の処分を検討する。

（1）元職員に対する民事訴訟対応

取引業者A元社員の業務上横領事件の公判における元職員の証言等により、平成11年3月から平成23年10月までの間に、本学と取引業者Aとの契約において架空経費を計上して、会計書類に記載されないPC等の物品を発注し納品させ、東京の業者に売却して受領していた金額18,763,300円、平成24年から平成27年までの間において同様の手口で取引業者A元社員が売却して得た額から受領した金額の最低額4,000,000円を加えた合計22,763,300円の損害賠償請求を行う。

（2）元職員に対する刑事訴訟対応

不正行為事案対応検討委員会による調査及び検討結果を踏まえ、小樽警察署と連携して対応していく。

(3) 元職員に対する退職手当の返還請求

令和5年9月5日開催の北海道国立大学機構役員会の議を経て懲戒解雇相当と認定されたことから、退職手当の返還請求を行う。

(4) 関係者の処分の検討

本件不正行為が行われた期間及び不正行為が判明した後の関係者（学長、総務・財務担当副学長、情報処理（総合）センター長、事務局長、元職員の上司に当たる関係課長等）について、管理者責任及び発覚後の対応が適切か否かについて懲戒審査等を行う。

以上